

島根県内の中小企業等が、  
県外の専門人材を確保する

# 費用を助成します!

## 補助対象となる経費

県内に事業所を有する中小企業事業主〔注1〕が、県外からUIJターン〔注2〕する専門人材を確保するために支出した以下の経費

### 人材紹介手数料(成功報酬部分)

補助金の交付決定日以降、平成31(2019)年度内[平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日]に職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条に規定する有料職業紹介事業者を支払った人材紹介手数料。ただし、成功報酬部分に限る。

補助率 **1/2** 補助限度額 **1,300千円/人**

## 補助対象となる専門人材

- 県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる者(裏面参照)で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有する者
- 雇用される際の年間換算給与額(割増賃金の基礎となる賃金の部分)又は役員報酬が原則300万円以上の者

※職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などを総合的に勘案し、補助対象となるか否かを判断します。

### 申請時期

採用内定後、雇用開始日までに補助金交付申請書を提出してください。

### 申請期限

令和2(2020)年3月13日(金)

※予算額に達した時点で募集を終了します。

島根県のホームページで、補助金交付要綱を確認の上、まずは問合せ先にご連絡ください。申請書様式もダウンロードできます。

〔注1〕 中小企業事業主：次表の業種毎に **ア** 又は **イ** を常態として満たす事業主

業種	ア 資本金の額又は出資の総額	イ 常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※業種毎の具体的な内容は補助金交付要綱でご確認ください。

〔注2〕 UIJターン：島根県外居住者が就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。なお、島根県内に居住地を移転してから概ね1年以内であって、県内企業等に雇用されていない専門人材が就職する場合を含む。

### 問合せ先

〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本庁舎2階)

島根県雇用政策課 多様な就業推進室 TEL 0852-22-6560

島根県 専門人材確保



## 補助対象となる専門人材

分類	内容	具体例
ア 経営人材・ 経営サポート人材	経営者や経営を支える右腕として企業マネジメントに携わる人材	企業経営や企業等での事業管理等のマネジメント経験者など
イ 販路開拓人材	新規事業や海外現地事業の立ち上げなど、企業等にとって新たな販路を開拓し、売り上げ増等の効果を生み出す人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者など
ウ 事業再生人材	企業価値の向上に向けて、企業等が抱える課題を解決（財務再構築・事業再編等）し、事業再生を推進する人材	金融機関等のOB等で事業再生に係る案件をマネジメントして手がけた経験を有する者など
エ 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値（改善による生産性向上、新たな製品開発に取り組む等）を生み出す人材	企業等の工場長の経験者、技術者として開発リーダー等を経験した者など
オ その他	受け入れ先で求められる分野等で、セクションやプロジェクトのリーダー等を務めるなど、県内企業等において事業を支え、牽引することができる人材	—

「攻めの経営」に必要なプロ人材の採用をサポート

### 島根県プロフェッショナル人材戦略拠点

島根県プロフェッショナル人材拠点では、県内企業の「攻めの経営」＝「既存のビジネスモデルを変えたい」「新事業分野に挑戦したい」「新商品開発に取り組みたい」などの経営課題を解決するため、**人材採用の側面から企業をサポート**します。

プロフェッショナル人材戦略拠点への相談は無料！まずは、「相談申込書」をご提出ください。

#### ◎プロフェッショナル人材とは

第一線で活躍する、新たな商品・サービスの開発、販路の開拓、サービス・生産性の向上などを通じて、企業を成長させる人材のことです。

※「相談申込書」はプロフェッショナル人材戦略拠点のホームページからダウンロードできます。

<http://www.joho-shimane.or.jp/purpose/human/236>

#### 島根県プロフェッショナル人材戦略拠点（公益財団法人しまね産業振興財団）

〒690-0816 松江市北陵町 1 番地テクノパークしまね内

TEL: 0852-60-5104 FAX: 0852-60-5116 Email: pf@joho-shimane.or.jp

#### 【石見事務所】

〒697-0034 浜田市相生町 1391 番地 8 シティパルク 2 階石見産業支援センター内

TEL: 0855-24-9301 FAX: 0855-22-0577 Email: iwm@joho-shimane.or.jp